# 姫路市市民活動 · 協働推進事業計画

平成23年3月 姫路市

# 目 次

計画の策定に当たって	F	۶ 1
基本指針 1 相互理解が進む仕組みづくりを行います 1-① 市民活動への市民参加の促進	F	2 2 3 2 4
基本指針2 情報の共有を進めます 2-① 情報の積極的な公開・提供	F	P 5
基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます 3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実 3-② 公共施設利用の促進		P 6
基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます 4-① 学習機会等(研修会、セミナー等)の提供 4-② 人材コーディネート機能の強化		- 8 - 9
基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります 5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化 「5-② 財政的支援策の検討 「		
		1 2
基本指針7 行政との協働を推進します 7—① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革 「7—② 協働のルールづくり 「7—③ 協働機会の創出 「	P 1	1 5
計画の進行管理		1 7 1 8
姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会での検討経緯 … 「	P 1	1 9

# 計画の策定に当たって

#### 1 計画策定の趣旨

姫路市では、市民活動や協働の推進について基本的な考え方を整理し、その方針を示した「姫路市市民活動・協働推進指針」を平成19年3月に策定しました。またこの指針に基づき、平成20年3月に具体的な推進施策を定めた「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を策定しました。この計画では、市民活動の推進を主な視点として、市民活動の支援拠点「市民活動・ボランティアサポートセンター」を設置し、センターを中心に各種施策を実施してきました。

計画の策定から3年が経過し、この間、新たに策定した「姫路市総合計画」においては、目指すべき都市像を実現するための4つの基本目標の一つに「ふれあいと賑わいある 協働・交流都市」を掲げ、市民一人ひとりが市政やまちづくりについて考え、主体的に行動することができる参画と協働のまちづくりを進めています。

今回、新たに策定する計画では、市民活動の推進はもとより、行政や市民活動を取り巻く様々な団体や人が、それぞれの役割や責任を担って「協働」を進め、成果を共有することができるよう、特に協働の推進に係る施策を重点的に掲載しています。

#### 2 計画期間

本計画の計画期間は平成23年度から平成27年度までの5ヵ年計画とし、 平成27年度中に計画内容を見直します。なお中間年である平成25年度には、 有識者等による懇話会において事業の進捗について報告し、意見を聴くことと し、必要に応じて計画の内容を修正することとします。

# 3 今後の展開

事業計画に掲載する施策は、交流振興局市民活動推進課が推進母体となって 庁内全体への働きかけを行っていくものとします。

#### 基本指針1-① 市民活動への市民参加の促進 --

市民が市民活動に参加するきっかけや機会の創出、情報の提供、相談を中心とした施策を実施します。

市民活動に対する市民等の理解を深めるため、行政や市民活動団体その他市民活動に関わる団体が協働して啓発事業を行います。また、将来的な市民活動への参加につながるよう、子どもを対象にした取り組みを検討し実施します。

#### 1 情報提供

- ・個人ボランティア登録制度(※)の運用
- ・ボランティア募集情報等の収集・提供
- ・ひめじおん通信の内容の充実、配付先の拡充
- ・市民活動ネットひめじ(※)の利用PR
- **※個人ボランティア登録制度**:市内でボランティア活動を始めたい人や活動している人に募集情報等を提供する制度。

市民活動ネットひめじ:姫路市の市民活動情報サイト。登録した市民活動団体がインターネットを通じて各団体の情報を掲載することができる。

#### 2 相談

・市民活動・ボランティアサポートセンターでの相談体制の充実

#### 3 啓発

- ・市民活動に関する公開講座の実施 子どもボランティア体験学習の企画・受入先の検討・実施
- ・市政出前講座(※)の実施
- ・ボランティアの手引きの作成・配付 一般、ボランティア受け入れ団体向け
- ※ 市政出前講座:市政や市民生活に身近な問題等をテーマにした講座で市職員が申込みに応じて講師として各地域に出向いて実施する。

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	実施	展開検討			<b></b>
2	実施				<b>-</b>
	実施				
3	制度設計·調整	実施			<b>———</b>

# 基本指針1-② 行政職員の意識の向上 -----

特定部署の担当者に限らず、職員全体が市民活動や協働に関する理解を深め、 市民との協働に向けて市民の活躍を支援する方向への意識転換を図るため、職 員の意識啓発につながる研修等を実施します。また、市民活動や協働に関する 情報を集約し共有する取り組みを進めます。

- 1 職員研修の実施・充実
  - ·初任者研修
  - ·管理職研修
  - ·人権·文化教養講座 等
- 2 市民活動団体の情報収集・提供、相談
  - ・庁内への情報提供、相談
- 3 市民活動及び協働の推進に関する施策の総括
  - ·協働実態調査
  - ・ヒアリングの実施

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	継続実施·P	「 内容の拡充 一 「			<b></b>
2	継続実施				-
3	継続実施・	<b>•</b>	中間報告		-

# 基本指針1-③ 交流機会の創出と対話の促進

これまで市民活動に興味や関心を持っていなかった市民等が活動に触れ、参加、交流できる機会を創出します。また、具体的な協働の前提となる信頼性の向上に向けて市民や市民活動団体、関係機関等の対話を促進するとともに、ネットワークの形成を進めます。

- 1 (仮称)ひめじおん祭りの開催
  - ・市民活動団体間の連携・交流
  - ・市民活動への理解促進と体験
  - ・協働モデルの実践
- 2 市民活動に関する行事の開催協力
  - ・実行委員会への参加、PR、後援、ブース出展等
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンターの相談機能の充実
  - ・市民に開かれた相談窓口としてのPR
  - ・必要かつ適切な行政情報の提供
  - ・活動事例、支援情報等の情報量の充実

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	検討·企画	実施 -			-
2	継続実施				<b>•</b>
3	継続実施				<b>•</b>

#### 基本指針2-① 情報の積極的な公開・提供

行政サービスの内容や現状、計画の策定過程等の情報の積極的な公開に努めるとともに、市民活動に関する支援情報や協働に当たって必要となる多様な情報を使いやすく提供します。また、市民活動団体が主体的に情報を受発信できるよう支援を行います。

- 1 市民活動ネットひめじの運用、利用促進
  - ・行政情報の掲載、充実
  - ・市民活動団体の利用PR
  - ・利用団体の拡充検討
- 2 市民活動や協働に関する情報の収集、提供
  - ・ボランティア登録制度
  - ·助成金情報
  - ·市民活動団体情報 等
- 3 会議等の公開・公募委員、市民意見の募集制度等の利用PR 《参考》

姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針 姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針 市民意見の提出手続を定める要綱

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	継続実施·P	· 内容·機能の拡	· 充 ———		<b>-</b>
2	継続実施				<b>•</b>
3	継続実施				<b>•</b>

# 基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます

# 基本指針3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実 ----

市民活動に関する情報収集・提供、人材育成、相談、連携・交流、団体支援等を中心に、行政と市民活動団体等がよいパートナーシップを築くことを目的とした事業内容の充実に努めます。また、センターの運営体制については、これまでの運営状況と社会情勢を踏まえ、改めて検討を行います。

- 1 センター事業の充実とコーディネート機能の強化
- 2 センターの利用PR
  - ・市広報の活用
  - ・(仮称)ひめじおん祭りの検討、実施
  - ・市民活動・ボランティア手帳の活用
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議の活用
  - ・外部委員等による事業内容の検証と意見交換
- 4 既存の支援機関との連携、協力
  - ・分野別及び県等の市民活動支援機関との連携、ネットワーク化

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	実施				<b></b>
	 継続実施				
2	検討·企画	実施			<b>-</b>
3	継続実施				<b>•</b>
_	/hlv /				
4	継続実施				<b>•</b>

# 基本指針3-② 公共施設利用の促進 ------

市民活動の場として効果的に公共施設を活用できるよう、施設情報の集約と 提供、ネットワーク化に努め、市民活動団体登録制度による支援を実施してい きます。併せて民間施設等についても情報収集や紹介を行います。

- 1 市民活動団体の登録制度の運用、支援内容の充実
  - ・登録団体の施設利用料の減免
  - ・複数機関による団体登録制度の整理統合に向けた検討
- 2 利用可能施設の情報収集、紹介

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	継続実施	+⊹ =-+			<b>-</b>
		検討			•
2	継続実施				
	心心 心 大 心				

# 基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます ■

# 基本指針4-① 学習機会等(研修会、セミナー等)の提供 -----

市民活動のすそ野の拡大や市民活動団体の力量や運営能力の向上を目的とした講座や研修会を実施します。また、兵庫県や中間支援組織等の関係機関と協力しながら学習機会を提供します。

- 1 研修会・セミナー等の実施、情報収集・提供
  - ・市民活動基礎講座・体験講座
  - ・ボランティア養成講座 (活動内容に沿った専門研修)
  - ・NPO法人マネジメント・会計講座
  - ・災害ボランティア研修
  - ・ボランティアコーディネーター養成講座
  - ·企画力·広報力向上研修

等

- ・提案型協働事業の活用
- 2 市政出前講座の実施

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	1 継続実施·内容拡充 —				
					Í
2	2 継続実施				

# 基本指針4-② 人材コーディネート機能の強化

市民活動団体が活動を効果的に展開していくためには、組織・会員のリーダー役や活動に参加するボランティア等のコーディネーター、専門知識を持つアドバイザー等の果たす役割が重要です。こうした人材の市民活動への参加促進を図るとともにマッチング機能の充実に努めます。

- 1 登録制度の活用
  - ・個人ボランティア登録制度の充実
  - ・生涯現役人材バンク
  - ・その他分野別登録制度
- 2 コーディネーター養成講座の実施
  - ・ボランティア受け入れ講座 等

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	実施・内容の充実				<b></b>
2	継続実施				
	松枕夫加				

### 基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります ■

# 基本指針5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化 -----

市民活動・ボランティアサポートセンターを中心に市民活動に関する総合相談窓口の機能強化に努めます。また協働に関する職員全体の意識啓発を進め、相談体制の充実を図るとともに、国や兵庫県、ひょうごボランタリープラザ、姫路市社会福祉協議会、教育・研究機関等の関係機関との連携・協力に努めます。

- 1 市民活動及び協働の相談窓口の充実
  - ・市民とのパートナーシップを前提とした分かりやすい説明と対応
  - ・市民に開かれた行政窓口としての意識啓発、PR
- 2 国・県等主催事業への参加、情報収集・提供
  - ·「新しい公共」に関する取り組み
  - ・交流行事、ネットワーク会議 等
- 3 社会福祉協議会等既存団体との連携・協力した支援等の提供
  - ・災害ボランティアに関する取り組み 災害時のボランティアセンターの設置・運営 被災地へのボランティア派遣 災害ボランティア等に関する研修の実施
  - ・福祉ボランティア等の育成・支援に関する取り組み

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	実施・内	」 容の充実 ── 」			<b>-</b>
2	継続実施				-
3	継続実施				-

### 基本指針5-② 財政的支援策の検討

行政による直接的な財政支援には、公平性等の観点から一定の限界があります。そのため、既存の財政支援制度の充分な情報提供を行うとともに、市民、企業等と行政が協力し、財政的に市民活動団体を支える仕組みづくりについて引き続き検討します。

- 1 基金等による市民活動団体への支援の検討
  - ・財政支援のあり方、目的
  - ・行政・市民・企業等の役割
  - ・民意が反映される制度づくり
- 2 提案型協働事業制度の充実
  - ・幅広い市民活動団体の利用促進・PR
  - ・次年度以降の事業継続を見据えた評価制度の導入
- 3 財政的支援情報の収集・提供、相談対応

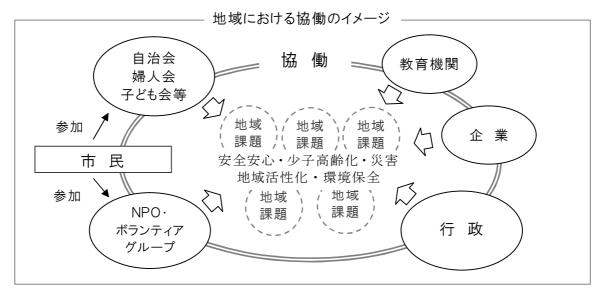
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	検討	<b></b>	報告		<b>&gt;</b>
2	継続実施 制度見直し		<b>-</b>	制度見直し・	<b>•</b>
3	継続実施				-

#### 基本指針6-① 地域における協働の推進

自治会等の地縁系団体によるコミュニティが形成され、地域内の住民が協力しながら地域課題の解決にあたっています。NPOやボランティア等の多様な市民活動団体がこうした活動に参加、協力していくことで、さらに良好なコミュニティの形成につながっていくことから、地域への市民活動に関する理解促進、情報提供、コーディネート機能の充実等に努めます。

- 1 地域コミュニティ情報の発信支援
  - ・地縁系団体の市民活動ネットひめじへの参加、利用
- 2 地域の多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組む場づくり支援
  - ・地域課題の共有、解決手法の検討等のワークショップ支援 相談機能の充実 市政出前講座の活用 行政情報の提供 取り組み事例の紹介 財政的支援方策の検討
  - ・(仮称)地域づくりハンドブックの作成

地縁系団体やボランティアグループ、NPO、行政、企業、教育機関等の多様な団体が連携、協力し、住民が主体となって地域の課題に対して取り組むために、地域づくりの理解促進に関する情報や取り組み方法等を紹介。



	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	│ │検討·企画	   実施・・			
	Nii, wi	J 7 7 7 5			ŕ
2	検討·実施				<b></b>
2			企画·検討	作成	<b></b>

# 基本指針6-② 企業・教育機関・市民活動団体等との協働 -----

企業や教育機関等の社会的貢献に係る情報提供等の支援を行います。市民活動団体に関する情報や活動ニーズ等の提供を行うとともに、企業や大学等が保有する知識や技術を市民活動の現場で活用できるよう、また学生によるボランティアの参加促進を図るため、市内の大学、高校等の教育機関を中心として交流や情報共有に努めます。

- 1 企業の支援情報や活動情報の収集・提供
- 2 (仮称)ひめじおん祭りの開催
  - ・市民活動や協働に関する理解促進
  - ・活動への参加・協力、支援の呼びかけ
  - ・交流を通じた新たな協働による取り組み育成
- 3 市民活動情報(人材募集情報)の集約、提供
  - ・ボランティア募集情報や協働に向けたニーズ、シーズの情報収集、提供

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	継続実施				<b>•</b>
2	検討·企画	実施			-
3	継続実施				-

# 基本指針7-① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革 -----

市民と行政が互いにまちづくりのパートナーであることの意識を高め、協働についての理解を深める取り組みを行っていきます。行政は市民の声を聞き、積極的に行政情報の公開に努めるとともに、職員が協働の相手方となる市民活動団体に対する理解を深め、共に課題解決に取り組めるよう、その手法を学ぶことができる機会を増やしていきます。

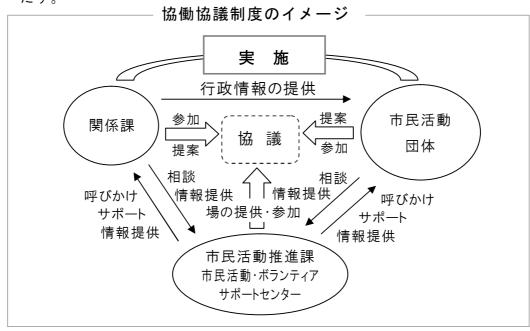
- 1 職員研修の充実
  - ·初任者研修
  - ・管理職研修
  - · 文化教養講座 等
- 2 協働に関する相談体制の充実
  - ・市民及び職員からの相談対応
- 3 (仮称)ひめじおん祭りの開催
  - ・協働や市民参加に関する意識啓発
- 4 協働事例集の作成
  - ・具体的な協働による取り組み手法、事例の紹介
- 5 市政出前講座の充実
  - ・市民との対話と共に考える姿勢・手法

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	│ │ 継続実施・P	, 内容の拡充 — 「			<b></b>
2	継続実施				<b>•</b>
3	検討·企画	実施			-
4	内容検討	作成·公開			-
5	継続実施				<b>•</b>

#### 基本指針7-② 協働のルールづくり

市民と行政が信頼関係を深めながら、互いの長所や特性を活かした協働事業を進めていくことができるよう、提案型協働事業やこれまでの協働の先行事例等を踏まえ、協働のルールづくりを行います。また、具体的な協働提案やテーマについて、対話と調整を行う協働協議制度を実施する等、推進体制を整備します。

- 1 協働マニュアルの作成、運用
- 2 協働事業の評価・公表のガイドラインの作成・運用
- 3 協働協議制度の実施
  - ※協働協議制度:市民活動団体等からの協働提案を具体的に実施していくため、 その是非や内容、実施体制、経費等について具体的に関係課や協働推進部署 を交えて協議する制度。制度として PR することにより協働の窓口機能を果 たす。



	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1		内容検討	作成·公開	運用	-
2	一部実施	内容検討	作成·公開	運用	-
3	制度設計 調整	実施・			-

# 基本指針7-3 協働機会の創出

協働による取り組みを増やしていくために、積極的な行政情報の公開に努めるとともに、市民からの相談対応や提案型協働事業の活用等、具体的な協働に至るきっかけづくりを行っていきます。また協働事業の内容や経緯、実施イメージ等を公開することが重要です。行政からの積極的な情報公開と具体的な課題の提示に努めていきます。

- 1 提案型協働事業の充実と効果的な活用
  - ・行政からの具体的な協働テーマの提案
  - ・次年度以降の事業継続に向けて事業評価(ふりかえり)制度の導入
  - ・事業内容、実績の公開
- 2 協働機会創出のための行政情報の分かりやすい提供
  - ・市民活動関連サイトへの行政情報の掲載
  - ・市政出前講座の内容の充実
  - ・協働実態調査を通じた情報提供方法等の見直し

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
1	継続実施・内容の充実				<b></b>
2	継続実施				<b>•</b>

# 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、各施策について進捗状況調書を毎年度作成し、 計画、実施、評価、次年度の方針の内容を明らかにします。これにより単年度 の状況を把握するとともに、その結果を蓄積することで計画期間を通しての状 況把握を行います。

#### 1 現状・課題

調書作成時点の状況分析を行い、現状、課題、強化すべき点等を明らかにします。

#### 2 実施内容

実施する施策の内容を具体的に記入します。

#### 3 年度別実施状況

各年度に実施した施策の実績を簡潔に記入し、その達成度に応じてS、A、B、Cの4段階で自己評価を行います。

評価ランク	意味
S	予定を上回る
A	概ね予定どおり
В	やや予定を下回る
С	予定を下回る

#### 4 効果

5か年の目標に対する効果を記入するとともに、各年度の事業実施により得られた効果を記入します。

#### 5 次年度以降の取り組み方針

自己評価、事業の効果をふまえ、次年度以降の実施方針、改善内容等を記入します。

#### 6 調書の活用

作成した調書は、中間評価及び次期計画策定において活用します。

# 市民活動・協働推進事業計画進捗状況調書

施策番号				年	月作成
施策名			'		
課題·現状					
実施内容					
	年度		実施内容		担当部局に よる評価
	23				
年度別	24				
実施状況	25				
	26				
	27				
効果					
【達成度】 S:予	定を上回る	る A:概ね予定どおり	B:やや予定を下回る	C:予定を下回る	5
次年度以降の 取り組み方針					

# 姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会での検討経緯

#### 1 委員

	氏 名	役職
会長	新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
副会長	藤本真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所助教
委員	藤田敦子	近大姫路大学看護学部看護学科助教
委員	細野開廣	姫路市議会総務委員会委員長
委員	大 野 幸 一	姫路市連合自治会会計幹事
委員	河 南 眞稚子	姫路市連合婦人会副会長
委員	米 谷 啓 和	特定非営利活動法人スローソサエティ協会理事長
委員	内 田 雅 康	姫路ボランティア連絡協議会会長
委員	内 海 正 子	公募
委員	榎 本 嘉 仁	公募

#### 2 懇話会の開催

- 第1回 平成22年 7月27日(火) 13:00~ 姫路市役所 第2会議室 姫路市の市民活動及び協働推進施策の状況について
- 第2回 平成22年 8月31日 (火) 15:00~ 姫路市役所 401会議室 姫路市市民活動・協働推進事業計画の項目案、素案について
- 第3回 平成22年11月15日(月) 13:00~ 姫路市役所 401会議室 姫路市市民活動・協働推進事業計画のパブリック・コメント案について
- 第4回 平成23年 2月17日 (木) 15:00~ 姫路市防災センター 第1会議室 姫路市市民活動・協働推進事業計画について